

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	ダイトウボウ株式会社	コード	3202
提出日	2026/6/1	異動(予定)日	2026/6/23
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	山形俊樹	社外取締役	○														○		有
2	奥村秀策	社外取締役	○														○		有
3	飯沼春樹	社外取締役	○														○		有
4	鏡 高志	社外取締役	○														○		有
5	東 志穂	社外取締役	○														○		有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		長年不動産事業に携わってきた経験及び上場企業代表取締役社長としての広範で豊富な経験があり、不動産に関する専門知識、不動産事業及び経営全般に対する深い知見と高い見識を有している人材であり、当社との間に特別な利害関係はなく、独立性が高いことから、一般株主と利益相反の恐れがないと判断し、独立役員に選任しました。
2		国内大手損害保険会社で介護関連事業や米国企業日本法人での経営者としての経験および内部統制に関する豊富な実務経験を有している人材であり、当社との間に特別な利害関係はなく、独立性が高いことから、一般株主と利益相反の恐れがないと判断し、独立役員に選任しました。
3		長年の弁護士としての経験を通じて企業法務に精通しており、専門的な知識と経営に関する高い見識を有している人材であり、当社との間に特別な利害関係はなく、独立性が高いことから、一般株主と利益相反の恐れがないと判断し、独立役員に選任しました。
4		大手監査法人勤務を経て現在は税務・経営コンサルティングの専門家として法人代表を務めるなど会計・税務に精通している人材であり、当社との間に特別な利害関係はなく、独立性が高いことから、一般株主と利益相反の恐れがないと判断し、独立役員に選任しました。
5		大手弁護士事務所にて労働法をはじめ幅広い法律案件を担当しており、労務・企業法務のエキスパートであり、専門的な法務知識に加え、他社での監査役等の経験を活かした経営に関する知見も有している人材であり、当社との間に特別な利害関係はなく、独立性が高いことから、一般株主と利益相反の恐れがないと判断し、独立役員に選任しました。

## 4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。